

別紙2

法令遵守等で評価する場合の適応事例

- 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 2 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 3 労働者の寄宿舍環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
- 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 6 建設業法に違反する事実が判明した。(一括下請け、技術者の専任違反等)
- 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは、不当に下請代金の額を減じている。あるいは、それに類する行為がある。
- 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- 12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは、「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者等がいることが判明した。
- 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 15 施工体制台帳、施工体系図等が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- 16 引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。
- 17 総合評価落札方式において、請負者の責により、評価された技術提案事項が履行されなかった場合等
- 18 その他、関係法令等に違反した事実が判明した。(この場合は、所見欄に該当内容を記入する。)